

別添 2. JISNAS 総会 議事録及び配布資料

平成 22 年度 農学知的支援ネットワーク (JISNAS) 総会
議事録

日 時：平成 22 年 10 月 22 日（金） 13:50 － 15:30

場 所：名古屋大学 野依記念学術交流館

議 長：久保 康孝（岡山大学）

書 記：位田 晴久（宮崎大学）

出席者：総数 33 名（うち会員出席者 15 名、このほか委任状提出 15 名）

1. 冒頭、田中耕司運営委員長より挨拶があり、ついで議長および書記の選出が行われた。

2. 議事

（議題 1）設立総会以降の活動報告と今後の方針（事務局提案）

JISNAS のこれまでの活動実績と今後の活動計画について、配布資料（資料 1-1 及び資料 1-2）に基づき事務局より説明と提案があり承認された。

「農学国際協力」の発刊に関し、配布資料（資料 1-3 及び席上配布資料「学術雑誌「農学国際協力」International Cooperation in Agriculture (ISSN 1347-5096)の企画編集と刊行について」）に基づき事務局より説明と提案があり承認された。なお、同誌の英文名称については今後「JISNAS 便り」を通じ会員から募集することがあわせて了承された。

また本議題 1 に関連して、「アフガニスタン国人づくりプロジェクト（仮称）」について、配布資料（資料 1-4）に基づき事務局から概要説明があり、同プロジェクトへの協力及び 11 月頃に JICA が開催予定の全国各地（6 カ所程度）における本件説明会への積極的な参加が出席者に依頼された。なお、同説明会への出席については、後日事務局が「JISNAS 便り」等を通じ会員の意向を取りまとめ、JICA へ連絡することがあわせて了承された。

「アフガニスタン国人づくりプロジェクト（仮称）」について、出席者から示された主な意見は別紙参考添付の通り。これら意見の他、事務局が「JISNAS 便り」等を通じ会員の意見および提案を取りまとめ、後日文部科学省および JICA に提出することがあわせて了承された。

（議題 2）設立総会以降の会計報告と今後の予算計画

2009 年度（2009 年 11 月～2010 年 3 月）及び 2010 年度（2010 年 4 月～同年 9 月）の会計報告及び今後の予算計画（2010 年 10 月～2011 年 3 月）に関し、配布資料（資料 2）に基づき事務局より報告があった。

事務局より、配布資料 2 を基に、2009 年度（2009 年 11 月～2010 年 3 月）及び 2010 年度（2010

年 4 月～同年 9 月）の会計報告及び今後の予算計画（2010 年 10 月～2011 年 3 月）について報告した。

（議題 3）運営委員の任期（事務局提案）

現行の運営委員任期終了日を、特例として、2011 年 11 月 29 日から 2012 年 3 月 31 日に延長することに関し、配布資料（資料 3）に基づき事務局より提案があり、承認された。

3. 意見交換

- 運営委員会、事務局と JISNAS 会員間の情報共有の強化に関し、別紙参考添付のとおり意見交換を行った。
- 予算獲得の方策（運営のための財源確保、JISNAS の法人化等）に関し、別紙参考添付のとおり意見交換を行った。
- その他（他分野での取り組み事例等）

農学分野以外の大学間ネットワーク化の取り組み予定として、席上配布資料（「医療技術支援ネットワークセンター発足に向けた取り組み」）に基づき、東京大学医科学研究所附属病院検査部の源技師長より医療分野に関する事例の紹介が行われた。

以上

農学知的支援ネットワーク(JISNAS) 総会(平成22年10月22日)

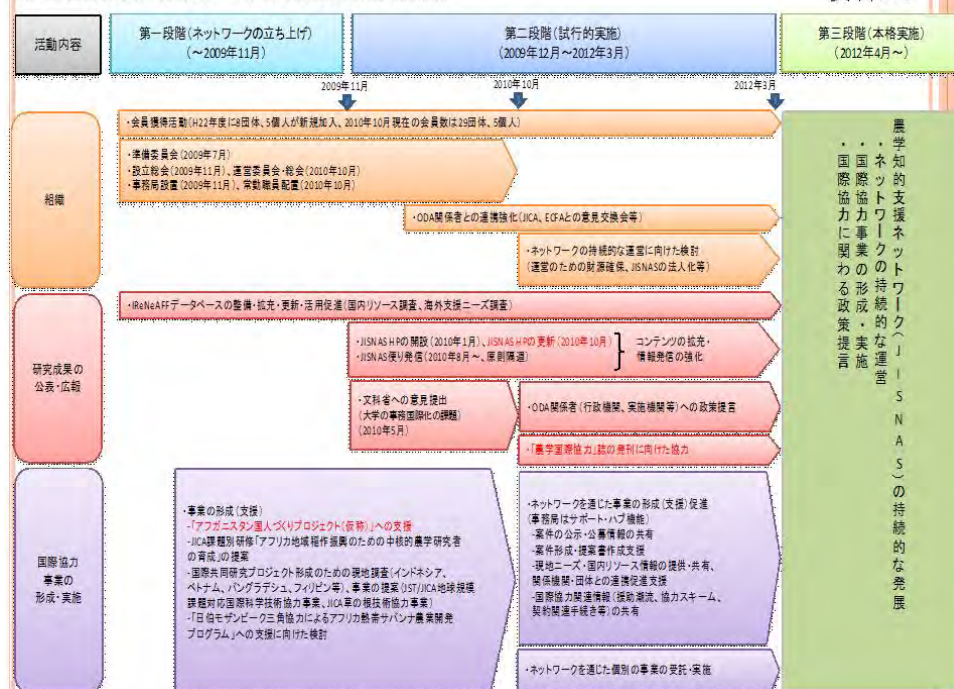


(プログラム 13:40~15:00)

1. 開会
2. 運営委員長挨拶 (田中耕司運営委員長)
3. 議長及び書記の選出
4. 議事
 - 1) 設立総会以降の活動報告と今後の方針……………資料1
 - 2) 設立総会以降の会計報告と今後の予算計画……………資料2
 - 3) 運営委員の任期……………資料3
5. 意見交換
 - 1) 運営委員会、事務局とJISNAS会員間の情報共有の強化について
 - 2) 予算獲得の方策について(運営のための財源確保、JISNAS法人化等)
 - 3) その他(他分野での取り組み事例等)
6. 閉会

農学知的支援ネットワーク(JISNAS) —これまでの活動実績と今後の活動計画—

資料1-1



<http://jisnas.com/> からアクセス

資料1-2



農学知的支援ネットワーク
Japan Intellectual Support Network in Agricultural Sciences

English | アクセス | リンク | サイトマップ | お問い合わせ

大 中 小 | 🔍 検索

委員長挨拶 | JISNASについて | JISNASの活動 | プロジェクト等募集情報 | 刊行物 | 会員専用



最新情報

[過去の一覧を見る](#)

▼ 運営委員会のお知らせ

2010年10月19日

JISNASの活動

2010年10月19日

お知らせ

2010年1月29日

JISNASの活動

2009年11月30日

運営委員会のお知らせ

第2回総会のお知らせ

ホームページを開設しました。

農学知的支援ネットワーク設立総会を開催いたしました。

入会申込はこちら ➤

メールニュース
配信サービス ➤

資料 1-3

「農学国際協力」の目指すもの

農学の現状

- 農学分野で国際協力分野に身を投ずる、あるいは世界的な食料・環境問題に貢献しようという人材の不足
- 日本の農学の国際的展開に対して理解のない研究者が多い。
- 農学分野における研究や技術開発の現状は、自然現象の科学的な解析・理解とそれらに基づいた最先端技術に偏っている
- しかし、これらの基礎的な研究が農学分野の活性を支えている。

めざす方向性

- 農学における最先端研究をいかに国際的に展開させるか、またそれを世界的な問題の解決のためにどう用いていくかを考える。
- 最先端研究と国際的な課題の把握が同居しているような人材の育成
- 国際的な視野を持って、現在の農学研究を展開していく若者の養成が必要。
- 農学の研究成果を国際的に展開していくことへの理解（大学におけるサポーター）や意欲を持った研究者を増やす。

「農学国際協力」に掲載される論文

- 農学的視点から世界の実像を理解するための論文
- 農学研究の国際的展開の可能性を示す論文
- 先進的研究の成果を世界的な問題の解決のために用いたケースレポート

2010年9月
独立行政法人国際協力機構
南アジア部・人間開発部

アフガニスタン国人づくりプロジェクト（仮称）概要

1. 背景と課題

- 2009年11月、我が国は2009年度から概ね5年間で最大50億ドルの規模のアフガニスタン支援を行う旨表明した。①治安、②再統合、③開発を支援の3本柱とし、③開発の分野において、JICAはカブール首都圏開発を中心としたインフラ開発と農業・農村開発を最重点分野と位置付けた。
- アフガニスタン政府は国家プログラムを策定し、開発分野毎に関係省庁が密接に連携して開発に取り組むクラスターアプローチ（インフラ開発、農業・農村開発含む）でアフガニスタン政府主導の開発を推進している。
- 長期的内戦によってアフガニスタン政府の関係省庁は脆弱な行政能力や人材不足という課題を抱えており、同課題が事業実施や自立発展性の足枷となっている。
- 上記を踏まえ、アフガニスタン政府の人材育成及び組織強化を行い、インフラ開発及び農業・農村開発の推進、自律発展的な開発を進めることが求められている。

2. 事業概要

- 目的：インフラ開発、農業・農村開発関連分野の若手行政官（主に技官）や大学教員等を、日本の大学（修士中心）に留学生として受入れて人材育成をし、両分野の開発の推進を図る。
- 対象分野：①インフラ開発（土木、建築等）
②農業・農村開発（灌漑、農学等）
③社会科学（経済学、行政学等）
- 支援内容：留学支援（英語コース、修士中心）、留学前後の支援（留学準備、帰国後支援）
- 対象組織：農業灌漑牧畜省/デサフ新都市開発公社/農村開発復興省/鉱山省/水エネルギー省/カブール市役所/公共事業省/都市開発省/運輸航空省/高等教育省（大学）/財務省/外務省等
- 受入人数：年間約50～100名
- 実施期間：2010年度～2017年度（2011年度受入開始、5年間で最大500名受入れ）
- 実施準備上の課題：①学カレベル（英語、理数系能力）への対応（予備教育の実施）
②アフガニスタン側の希望する専攻分野と本邦大学とのマッチング

3. 今後のスケジュール

- (1) 詳細計画策定調査（プロジェクトの基本合意） 2010年12月
- (2) 本邦受入大学選定 2011年1月～2月
- (3) 留学候補者選抜 2011年3月～6月
- (4) 入学 2011年10月

4. 本邦の大学への期待

- 一定規模（5名程度）・継続的な受入れ
- 選考への関与（書類専攻、面接等）
- 留学中の現地訪問（本邦大学教員の渡航費等は支援予定）
- 帰国後ネットワーク（研究アドバイス等）

5. 本件問合せ先

- (1) 国際協力機構 人間開発部 高等・技術教育課 後藤 (03-5226-8339) goto.ko@jica.go.jp
 - (2) 文部科学省 大臣官房国際課国際協力政策室 瀬戸口 (03-6734-2605) setoguchi@mext.go.jp
- 以上

資料 2

JISNAS 設立総会以降の会計報告と今後の予算計画

1. 設立総会（2009.11.30）以降の会計報告

①2009 年度（11 月～2010 年 3 月）

費 目	金 額 (円)	備 考
1. 国内旅費	981,880	大学訪問(16校)、設立総会
2. 国外旅費	1,745,171	インドネシア、バンラテッシュ、 カンボジア、ケニア
3. 運営費	682,500	ホームページ開設
4. 人件費	1,747,079	非常勤職員
合計	5,156,630	

②2010 年度（4 月～9 月）

費 目	金 額 (円)	備 考
1. 国内旅費	363,120	文科省、JICA、全国農学 系学部長会議など
2. 国外旅費	1,089,988	ガーナ、フィリピン、インドネシア
3. 運営費	50,000	サーバレンタル
4. 人件費	1,000,000	非常勤職員
合計	2,503,108	

2. 今後の予算計画

2010 年 10 月～2011 年 3 月

費 目	金 額 (円)	備 考
1. 国内旅費	600,000	運営委員会・総会、大学訪 問など
2. 国外旅費	1,080,000	カンボジア、タイ、ブラジルなど
3. 運営費	1,750,000	ホームページ改訂、ロゴな ど
4. 人件費	4,150,000	常勤職員、非常勤職員
合計	7,580,000	

注：本支出実績および支出計画の財源は、文部科学省（本省）予算「国際イニシアティブ事業」（委託費）、及び名古屋大学運営費交付金予算（農学国際教育協力研究センター経費）による。

資料3

運営委員の任期

<現状>

- 会則 第23条:運営委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 現行の任期:2009年11月30日～2011年11月29日

<問題認識>

- 運営委員の任期と会計年度との相違

<提案>

- 現行の運営委員任期を、特例として、2009年11月30日～2012年3月31日に延長する。



農学知的支援ネットワーク(JISNAS) 会則

(平成 21 年 11 月 30 日制定)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、農学知的支援ネットワークと称する。英名は Japan Intellectual Support Network in Agricultural Sciences (JISNAS) とする。

(目的)

第 2 条 本会は、農学分野における教育・研究・社会貢献等に係わる国際協力活動への参加の意図を有する大学間の連携及び大学と我が国の国際農業研究機関との連携を促進するために設置し、これら関係機関によるネットワーク体制の整備を行い、国際協力活動の推進に資することを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、国内外の大学、関係府省庁及び国際協力実施機関等と協力して次の活動を行なう。

- (1) 国際協力活動実施に必要な業務支援
- (2) 分散した知識・技術（人的資源）のネットワーク化
- (3) 研究者、教員のモチベーションの維持・向上
- (4) ネットワークの活動による受託事業の促進
- (5) 国際協力活動に対する大学関係者及び一般社会の理解促進
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第 2 章 会員

(会員の種別)

第 4 条 本会の会員は団体会員及び個人会員とする。

- (1) 団体会員は、本会の目的に賛同して入会する団体とする。
- (2) 個人会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とする。

(入会)

第 5 条 本会の会員となるためには運営委員会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会費は別途定めることにより徴収することができる。なお、会員の会議出席に必要な旅費等の経費はそれぞれが負担するものとする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を運営委員会委員長（以下、「運営委員長」という。）宛に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為をしたときは、総会の議決を経て、運営委員長が除名することができる。

第3章 機関

(機関)

第10条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 事務局

(総会)

第11条 総会は本会の最高議決機関であって会員全員により構成し、原則として年1回開催する。開催にあたっては、運営委員長があらかじめ開催の日時、場所、議題等を開催日より事前に告示して、招集する。ただし、次の各号の一に該当するときは、運営委員長は30日以内に理由を明示して臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 団体会員の3分の1以上が理由を明示してこれを要求してきたとき
- (2) 運営委員会が決議してこれを要求したとき

(総会付議事項)

第12条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 運営方針、活動計画の決定

- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 活動報告
- (4) 運営委員の選出
- (5) 運営委員の罷免
- (6) 会員の除名
- (7) 会則の改正
- (8) 本会の解散
- (9) 運営委員の3分の1以上が理由を明示して請求した事項
- (10) その他本会の意志決定に関する重要事項

(総会の成立)

第13条 総会は、団体会員の過半数の出席で成立する。

- 2. 出席できない団体会員は、委任状を作成して議長に総会の議事を委任することができる。
- 3. 委任状は総会開催に必要な定足数に数える。

(総会の議決)

第14条 総会の議決は、次項に定める場合を除き、出席団体会員の過半数による。

- 2. 第12条第7号及び第8号の議決を行おうとするときは、団体会員の直接無記名投票によらなければならない。この場合において、第12条第7号の議決は団体会員（以下この条において同じ。）の過半数の賛成により、第12条第8号の議決は全会員の4分の3以上の賛成により成立するものとする。
- 3. 第12条第7号及び第8号の議決については、総会の開催を経た上で、団体会員全員の直接無記名投票に問うことができる。

(総会の議長及び書記)

第15条 総会の議長及び書記は総会の都度出席会員より選出する。議長は、可否同数の場合以外は採決に加わらない。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は本会唯一の執行機関であって総会決定事項を実施し、総会に対してその責任を負う。

(運営委員会の構成)

第17条 運営委員会は、運営委員会の業務量や地域のバランスを考慮して、10名を超えない運営委員会委員（以下、「運営委員」という。）により構成される。

2. 運営委員会は、議題に応じて運営委員以外の参加を求めることができる。

(運営委員会の開催)

第 18 条 運営委員会は、運営委員長が招集し、運営委員の 2 / 3 以上の出席で成立する。ただし、運営委員の半数以上の要求があったときは、運営委員長はこれを開催しなければならない。

2. 出席できない運営委員は、委任状を作成して運営委員長に総会の議事を委任することができる。

3. 委任状は運営委員会開催に必要な定足数に数える。

(運営委員会の議決)

第 19 条 運営委員会の議決は、運営委員の過半数による。

(事務局)

第 20 条 本会は、事務局を愛知県名古屋市千種区不老町名古屋大学農学国際教育協力研究センター内に置く。事務局長は運営委員長が任命する。

第 4 章 運営委員

(運営委員長および運営委員会副委員長 (以下、「運営副委員長」という。))

第 21 条 運営委員会には運営委員長を置く。また、必要に応じて運営副委員長を置くことができる。

2. 運営委員長は、運営委員会において互選され、本会を代表し、会務を総括する。運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故がある時はこれを代行する。

3. 運営委員長及び運営副委員長は、運営委員会において選出し、それぞれの任期は 2 年間とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員の選出)

第 22 条 運営委員は、総会の議を経て選出する。

2. 運営委員会は次期運営委員候補者を総会において推薦する。運営委員会は次期運営委員候補者案の作成にあたっては会員の意向等の調査を行う。

(運営委員の任期)

第 23 条 運営委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。

2. 補充の運営委員の任期は前任者の残りの期間とする。この場合、選出は総会を経ることなく、前任者の推薦に基づき、運営委員会が承認するものとする。

第5章 会計

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第25条 本会の会計は、会計年度毎に速やかに書類を作成し、総会によって委嘱された会計監事の正確であるとの報告書を添えて総会に報告し、承認を受けなければならない。

雑 則

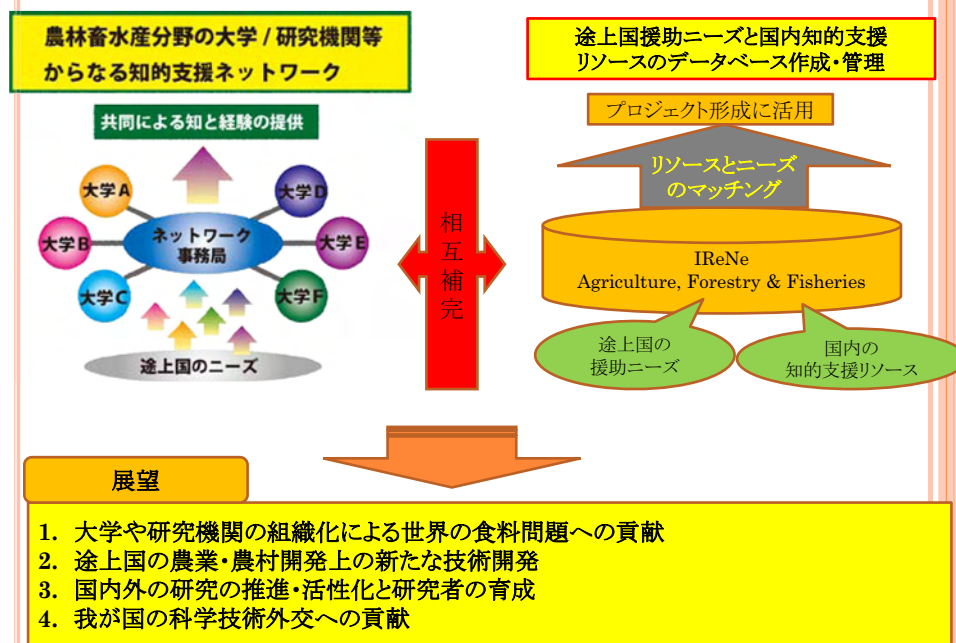
(1) この会則の定めのほか、本会の運営に関して必要な事項については運営委員会で別途協議する。

付 則

(1) この会則は、本会の設立総会の日から実施する。

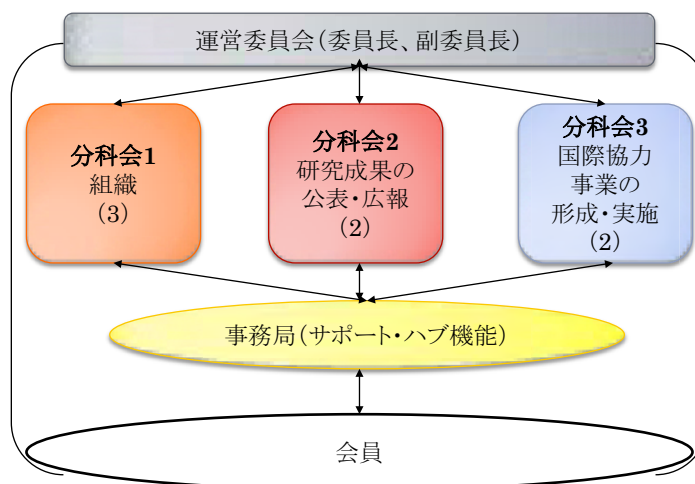
(2) 第6条については、総会の承認を経て、猶予期間を設けることができる。

参考資料1



参考資料2

運営委員会と事務局とJISNAS会員間の 情報共有の強化について(案)



分野別ネットワークを設置予定の15分野

- | | |
|--|---|
| <p>■ 制度構築・ガバナンス
(社会開発・法整備等)</p> | <p>■ 保健医療
(医療、感染症など)</p> |
| <p>■ 地域開発・運輸交通
(都市開発、農村開発、交通、網整備、観光など)</p> | <p>■ 森林・自然環境保全
(自然環境保全、自然環境回復など)</p> |
| <p>■ 水資源・防水
(水資源開発、治水、治山、地震対策など)</p> | <p>■ 環境管理
(公害防止、公害対策、廃棄物管理など)</p> |
| <p>■ 農業
(畑作、水田、品種改良、病害虫対策、共同組合など)</p> | <p>■ 貧困削減・援助手法
(援助手法、成長戦略、科学技術、評価など)</p> |
| <p>■ 畜産業
(畜産、獣疾患対策など)</p> | <p>■ 水産
(漁法、養殖など)</p> |
| <p>■ 情報通信
(情報、通信、電子など)</p> | <p>■ 経済政策・民間セクター開発
(経済政策、金融、貿易、投資、中小企業など)</p> |
| <p>■ 教育
(就学前教育、初等教育、中等教育、教員養成など)</p> | <p>■ 資源・エネルギー
(資源、エネルギー、省エネなど)</p> |
| <p>■ 保健衛生
(公衆衛生、母子保健、学校保健など)</p> | |



医療技術支援ネットワークセンター 発足に向けた取り組み（１）

「要旨」

途上国支援に対し、医療分野では大学、民間NGOなどが個々の取り組みとして、JICAなどのサポートを仰ぎプロジェクトを立案し実行してきた。その事業は個人または小規模な組織の努力によるところが大きく、点での活動が全般を占めている感は否めない。今回、医療分野でも検査技術を主体とした国際医療技術分野を立ち上げ、医療技術（臨床検査）からの支援に途上国における医療全般の底上げを目論む基盤センターを設立し、組織として支援体制を継続するための人材の登用、プランニング、各種機関との連携、検査技術・検査法の研究などを通じ包括的に機能し得る機関を目指し、当面国立大学病院臨床検査部技師会が主導で各分野の専門家を募り、教育、研究にあたる組織を提案する。

- ① 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター内に国際医療技術分野を設置
- ② 「医療技術支援ネットワーク設置の目的」
 - ・医療技術支援ネットワークセンター(仮称)は医療技術はもとより、食糧、水、環境などにおける国際的な領域の課題を解決するためのプロジェクト開発研究と実践的な人材養成に資する研究を行うとともに、医療分野での国際協力の技術・研究を推進する大学教員その他の研究者・技術者の共同利用を目的とする。
- ③ 国立大学病院臨床検査部技師会へのアンケートを実施

東京大学医科学研究所附属病院検査部 源 不二彦



医療技術支援ネットワークセンター 発足に向けた取り組み（２）

「概要」

- 1、国内体制の構築（国内で海外貢献・協力に関心のある検査技師の発掘）
 - ① 国立大学病院臨床検査技師会への提言
 - ・一大学、一個人の活動ではなく、国立大学臨床検査部の課題として捉える。
 - ② ワーキンググループの立ち上げ
 - ・セミナーの開催、現地情報の収集など
 - ・過去に実施した経験のある大学より、情報の提供とノウハウの伝授
 - ③ 人材の登用
 - ・現実的に人的余裕のない状況化、複数の大学から興味のある人材を登用
 - ④ 日本の診断薬企業とタイアップし、小規模機器、又は機器不要なキット（試薬類がパッケージされたもの）の洗い出しを行う
 - ・開発途上国の医療事情に見合った検査項目の抽出
 - ⑤ 病理・細菌・生化学（血清を含む）・血液（一般を含む）の専門家（臨床検査技師）の派遣を関係各部署（JICA、外務省など）へ打診する
 - ⑥ 公立・私立大学との連携
 - ⑦ 医療プロジェクトのボトムアップ（検査からの発信）

東京大学医科学研究所附属病院検査部 源 不二彦



医療技術支援ネットワークセンター 発足に向けた取り組み（３）

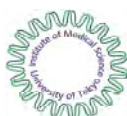
２、現地（例：バングラデシュ）での展開

- ① 現地医師とのコミュニケーションによる検査情報の提供と収集
- ② 都市部の拠点病院を抽出し、検査室を整備する。
 - ・ 拠点病院を基幹病院として検査センター化し、検体の集中化を図る
 - ・ 順次地方へ拡大して行く
- ③ 疾病の疫学統計の調査（保健省との情報交換）

３、効果

- ① 医療レベルの向上
- ② 複数の基幹病院でのサーベランスの実施（データーの標準管理など）
- ③ 適切な診断と治療（無駄な治療や投薬の回避）
- ④ 拠点検査室の波及効果による恒常的な検体の確保と診断薬の効率的利用
- ⑤ 企業の収支に見合う事業展開
- ⑥ 機器の集中化によるメンテナンスの効率化

東京大学医科学研究所附属病院検査部 源 不二彦



医療技術支援ネットワークセンター 発足に向けた取り組み（４）

「問題点」

- １、国立大学病院臨床検査部技師会が主導での展開には、会のマターではないとの見解が３役から指摘された。（アンケートは実施）
- ２、ネットワークセンター設置に関しては東京大医科学研究所教授会への提言が必要となるが、財源の拠出、東大としてのメリット、当面の人材確保。
- ３、プランニングと実施について具体的なスケジュールと役割分担
- ４、関係省庁との連携
- ５、国内診断薬メーカーは外資系の場合海外事業部が本社に置かれているため、調整が煩雑・困難

東京大学医科学研究所附属病院検査部 源 不二彦

